

○ 賃貸住宅管理業務処理準則（平成二十三年国土交通省告示第九百九十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（転貸の場合の賃貸人に対する賃貸借契約に関する重要な事項の説明等）

第八条 賃貸住宅管理業者は、賃貸住宅を転貸するために自らを賃借人とする賃貸借契約を締結しようとするときは、その賃貸借契約が成立するまでの間に、賃貸人となるとする者に対して、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

一 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十五条第一項第七号から第九号まで並びに宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十六条の四の三第八号、第九号及び第十一号から第十二号までに掲げる事項
二〇四 （略）

（転貸の場合の賃貸人に対する賃貸借契約に関する重要な事項の説明等）

第八条 賃貸住宅管理業者は、賃貸住宅を転貸するために自らを賃借人とする賃貸借契約を締結しようとするときは、その賃貸借契約が成立するまでの間に、賃貸人となるとする者に対して、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

一 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十五条第一項第七号から第九号まで並びに宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十六条の四の三第七号、第八号及び第十号から第十二号までに掲げる事項
二〇四 （略）